

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	…	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案	…	3
道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づく聴聞の実施について	…	6

## 公 示

### ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年12月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

### ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B33号 熊木 志津乃

1. 令和7年11月19日
2. 小田原地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間を10分加算時間を5分に短縮する。

- |           |      |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 上限運賃 |
| (イ) 大型車   | 上限運賃 |
| (ウ) 普通車   | 上限運賃 |

## 公 示

### ◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 事案の件名及びその番号

3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年12月25日 関東運輸局長 藤田 礼子

### ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号 要請・申請者 事案の概要 (1. 要請・申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 要請・申請概要)

25B34号 茨城地区 法人タクシー事業者 99者

1. 令和7年9月19日～令和7年12月18日

2. 茨城地区

3. 運賃改定要請(申請)の概要

別紙1のとおり

25B35号 栃木地区 法人タクシー事業者 65者

1. 令和7年10月27日～令和8年1月26日

2. 栃木地区

3. 運賃改定要請(申請)の概要

別紙2のとおり

1. 要請(申請)期間 令和7年9月19日～令和7年12月18日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請(申請)状況

要請(申請)事業者数		要請(申請)事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	99 者	76 両	17 両	1,554 両	1,647 両

地区全体の車両数(B)
2,372 両

要請(申請)車両数割合 (A ÷ B) × 100
69.44 %

3. 要請(申請)における所要增收率 10.2%～20.2%

4. 要請(申請)運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃					
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算			
		距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通車	1	0.9 ～0.98 km	500 円	205 ～237 m	100 円	75 ～90 秒	100 円	30 分	3,830 ～4,180 円	30 分	3,830 ～4,180 円		
	2	1.0 km	500 円	210 ～230 m	100 円	80 ～85 秒	100 円	30 分	3,850 ～4,050 円	10 分 ～30	1,350 ～3,910 円		

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃					
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算			
		距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通車		1.1 km	500 円	256 m	100 円	95 秒	100 円	30 分	3,480 円	30 分	3,480 円		

5. 現行運賃改定

令和5年8月18日公示(令和5年9月19日実施)

1. 要請(申請)期間 令和7年10月27日～令和8年1月26日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請(申請)状況

要請(申請)事業者数		要請(申請)事業者の車両数				地区全体の車両数(B)
特定大型車	大型車	普通車	計(A)			
法人	65 者	62 両	22 両	1,165 両	1,249 両	1,633 両

要請(申請)車両数割合 (A ÷ B) × 100
76.48 %

3. 要請(申請)における所要增收率 11.5%～20.0%

4. 要請(申請)運賃概要

車種区分	距離制運賃						時間制運賃				
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	
普通車	1	0.8 ～0.89 km	500 円	210 ～220 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,280 ～4,440 円	30 分	4,280 ～4,440 円
	2	0.9 ～0.97 km	500 円	200 ～220 m	100 円	60 ～80 秒	100 円	30 分	4,150 ～4,460 円	30 分	4,150 ～4,460 円
	3	1.0 km	600 円	209 m	100 円	75 秒	100 円	30 分	4,280 円	30 分	4,280 円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.0 km	500 円	246 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,720 円	30 分	3,720 円

5. 現行運賃改定

令和5年11月2日公示(令和5年12月4日実施)

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

### 1. 件 名

道路運送車両法第93条の規定による処分について

### 2. 事業者の氏名

株式会社T D G

代表取締役 唐 徳剛

神奈川県横浜市青葉区たちばな台1-9-5

### 3. 事業場の名称、所在地、認証番号

唐自動車整備工場

神奈川県横浜市都筑区川向町4番地1

認証番号 第2-6261号

### 4. 期 日

令和8年1月13日（火）11時00分

### 5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

### 6. 理 由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第2項、同法91条第3項、同法第91条の2、同法第91条の3及び同法第93条第2号の規定違反

令和7年12月19日

関東運輸局長

藤田 礼子